別表第九㈠の表中「平成　　年　　月分」を「令和　　年　　月分」に改め、同表の備考１⑴及び備考２⑴中「平成　　年　　月分」を「令和　　年　　月分」に改める。

別表第十一㈠から別表第十一㈤までの書式中「平成　　年　　月　　日」を「令和　　年　　月　　日」に、「昭・平」を「平・令」に改める。

別表第十一㈦中「昭・平」を「平・令」に改める。

別表第十二㈠から別表第十二㈤までの書式中「平成　　年　　月　　日」を「令和　　年　　月　　日」に改める。

（所得税法施行規則の一部改正）

**第二十七条**　所得税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十一号）の一部を次のように改正する。

別表第二㈠から別表第二㈢までの表中「平成　　年　　月　　日」を「令和　　年　　月　　日」に、「平成　昭和　大正　明治」を「令和　平成　昭和　大正　明治」に改める。

別表第二㈠の表中「平成　　年　　月分」を「令和　　年　　月分」に改め、同表の備考２⑴、備考３⑴及び備考４⑴中「平成　　年　　月分」を「令和　　年　　月分」に改める。

別表第二㈡の表中「平成　　年　　月分」を「令和　　年　　月分」に改め、同表の備考２⑴及び備考４⑴中「平成　　年　　月分」を「令和　　年　　月分」に改める。

別表第二㈢の表中「平成　　年　　月分」を「令和　　年　　月分」に改め、同表の備考１中「平成　　年　　月分」を「令和　　年　　月分」に改める。

別表第二㈣の表中「平成　　年　　月分」を「令和　　年　　月分」に改め、同表の備考１中「平成　　年　　月分」を「令和　　年　　月分」に改める。

別表第二㈤の表中「平成　　年　　月分」を「令和　　年　　月分」に改め、同表の備考１中「平成　　年　　月分」を「令和　　年　　月分」に改める。

別表第二㈥の表中「平成　　年　　月分」を「令和　　年　　月分」に改め、同表の備考２中「平成　　年　　月分」を「令和　　年　　月分」に改める。

別表第四㈠から別表第四㈣までの表中「平成　　年　　月　　日」を「令和　　年　　月　　日」に改める。

別表第五㈠から別表第五㈤まで及び別表第五㈦から別表第六㈡までの表中「平成　　年分」を「令和　　年分」に改める。

別表第六㈢の表中「平成　　年分」を「令和　　年分」に、「明治　大正　昭和」を「明治　大正　昭和　平成　令和」に改める。

別表第八㈠から別表第八㈣までの表中「平成　　年分」を「令和　　年分」に改める。

別表第九㈠及び別表第九㈡の表中「平成　　年分」を「令和　　年分」に、「平成　　年　　月　　日」を「　　年　　月　　日」に改める。

別表第九㈢の表中「平成　　年分」を「令和　　年分」に改める。

（法人税法施行規則の一部改正）

**第二十八条**　法人税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十二号）の一部を次のように改正する。

別表六⑵の記載要領第二号及び第四号並びに別表六⑼の記載要領第二号及び第三号中「平成33年３月31日」を「令和３年３月31日」に改める。

別表六⑵の記載要領第五号⑴中「平成31年10月１日」を「令和元年10月１日」に改める。

別表六⑵十二の記載要領第五号⑴中「平成31年10月１日」を「令和元年10月１日」に改める。

別表六⑵十八の記載要領第四号中「平成33年３月31日」を「令和３年３月31日」に、「平成32年４月１日」を「令和２年４月１日」に改める。

別表六⑵十九の記載要領第二号、別表六の二㈤の記載要領第二号及び第三号、別表六の二㈦の記載要領第二号及び第三号並びに別表六の二㈨付表の記載要領第二号から第四号まで及び第五号⑵中「平成33年３月31日」を「令和３年３月31日」に改める。

別表六の二十九の記載要領第五号中「平成31年10月１日」を「令和元年10月１日」に改める。

別表六の二十五の記載要領第二号中「平成33年３月31日」を「令和３年３月31日」に、「平成32年４月１日」を「令和２年４月１日」に改める。

別表六の二十六の記載要領第二号中「平成33年３月31日」を「令和３年３月31日」に改める。

別表十一の二の記載要領第三号中「平成32年３月31日」を「令和２年３月31日」に、「平成33年３月31日」を「令和３年３月31日」に、「平成34年３月31日」を「令和４年３月31日」に、「平成35年３月31日」を「令和５年３月31日」に改める。

別表十一㈡の記載要領第一号中「、平成33年４月１日」を「、令和３年４月１日」に改め、同号⑴中「平成41年４月１日から平成42年３月31日まで」を「令和11年４月１日から令和12年３月31日まで」に改め、同号⑵中「平成40年４月１日から平成41年３月31日まで」を「令和10年４月１日から令和11年３月31日まで」に改め、同号⑶中「平成39年４月１日から平成40年３月31日まで」を「令和９年４月１日から令和10年３月31日まで」に改め、同号⑷中「平成38年４月１日から平成39年３月31日まで」を「令和８年４月１日から令和９年３月31日まで」に改め、同号⑸中「平成37年４月１日から平成38年３月31日まで」を「令和７年４月１日から令和８年３月31日まで」に改め、同号⑹中「平成36年４月１日から平成37年３月31日まで」を「令和６年４月１日から令和７年３月31日まで」に改め、同号⑺中「平成35年４月１日から平成36年３月31日まで」を「令和５年４月１日から令和６年３月31日まで」に改め、同号⑻中「平成34年４月１日から平成35年３月31日まで」を「令和４年４月１日から令和５年３月31日まで」に改め、同号⑼中「平成33年４月１日から平成34年３月31日まで」を「令和３年４月１日から令和４年３月31日まで」に改める。

（内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行規則の一部改正）

**第二十九条**　内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行規則（平成九年大蔵省令第九十六号）の一部を次のように改正する。

別表第二の表及び別表第四の表中「平成　　年12月31日分」を「令和　　年12月31日分」に改める。

（法人税法施行規則の一部改正）

**第三十条**　法人税法施行規則の一部を改正する省令（平成三十一年財務省令第三十一号）の一部を次のように改正する。

別表三㈠の記載要領に一号を加える改正規定、別表三の二付表二の記載要領第九号に次のように加える改正規定、同第十号の改正規定、別表六㈢の記載要領第二号⑴の改正規定及び同第三号⑴の改正規定中「平成31年10月１日」を「令和元年10月１日」に改める。